

通達甲（交．執．機）第8号
平成2年3月26日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

警察署白バイ乗務員等の月例総合訓練実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警察署白バイ乗務員等の月例総合訓練実施要綱を制定し、平成2年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警察署白バイ乗務員等の月例総合訓練実施について(昭和47年4月27日通達甲(交．執．機)第81号)は、廃止する。

記

趣旨

警視庁第九方面交通機動隊及び警視庁白バイ訓練所の新設に伴い、実情に沿わない面が生じたことから、新たに要綱を制定し、更に効果的な訓練の推進を図ろうとするものである。

別添

警察署白バイ乗務員等の月例総合訓練実施要綱

第1 目的

この要綱は、警察署（島部警察署を除く。以下同じ。）の白バイ乗務員及び白バイ予備員並びに機動隊及び特科車両隊（以下「機動隊等」という。）の自動二輪部隊の隊員（以下「白バイ乗務員等」という。）の月例総合訓練（以下「訓練」という。）の実施について必要な事項を定め、もって白バイ乗務員等の運転技能、取締り技術等の向上を図ることを目的とする。

第2 訓練の体制

1 実施責任者及び訓練担当区分

訓練の実施責任者は、交通機動隊長（以下「実施責任者」という。）とし、その担当区分は、次のとおりとする。

実施責任者	訓練担当区分
第一方面交通機動隊長	第一方面区内警察署及び第一機動隊
第二方面交通機動隊長	第二方面区内警察署及び第六機動隊
第三方面交通機動隊長	第三方面区内警察署及び第三機動隊
第四方面交通機動隊長	第四方面区内警察署及び第五機動隊
第五方面交通機動隊長	第五方面区内警察署及び特科車両隊
第六方面交通機動隊長	第六方面区内警察署及び第九機動隊
第七方面交通機動隊長	第七方面区内警察署及び第二機動隊
第八方面交通機動隊長	第八方面区内警察署及び第四機動隊
第九方面交通機動隊長	第九方面区内警察署及び第七機動隊
第十方面交通機動隊長	第十方面区内警察署及び第八機動隊

2 訓練対象者

訓練の対象者は、白バイ乗務員等とする。

3 訓練指導員の指定

実施責任者は、訓練の都度、訓練参加人員のおおむね7人に1人の割合で指導員を指定するものとする。

4 訓練場所

訓練は、実施責任者の指定する場所で行うものとする。

第3 実施要領

1 実施責任者は、次の訓練科目等を基準にして効果的な教養訓練に努めるものとする。

訓練科目	重 点	指 導 内 容
基本訓練	乗車姿勢、バランス走行等	自動二輪車運転の基本技能の習熟と個癖の修正を図るため、基本訓練を反復して実施する。
応用訓練	スラローム走行、回避制動、路上走行等	複雑な道路状況においても、現場に即応した取締活動ができるよう応用訓練を実施する。
車両整備	日常点検整備要領、整備資格所持者による実習、メーター検査	車両の性能、構造を熟知させ、常に最良の状態で運転できるよう車両の整備技能の向上を図る。
取締機器の取扱い	定置式速度取締器、重量計、排気ガス測定器、騒音測定器等	取締機器の適正な取扱要領を習熟させ、正確、迅速な操作能力の向上を図る。

2 訓練の実施に当たっては、白バイ乗務員等の乗務（運転）経歴、運転技能等を勘案して班別編成を行い、当該技能等に応じた訓練を行うものとする。

3 訓練車両は、原則として白バイ乗務員の担当車両とする。

4 実施上の留意事項

(1) 警察署長並びに機動隊長及び特科車両隊長（以下「署長等」という。）は、訓練対象者全員がこの訓練に参加できるよう配慮すること。

(2) 路上訓練は、道路実態に応じた走行要領及び違反車両の措置要領について指導すること。

(3) 個癖のある白バイ乗務員等については、その都度、指導員に矯正させるほか、警察署及び機動隊等の幹部と連携を密にして訓練効果の向上に努めること。

第4 訓練計画

1 交通執行課長は、毎月の訓練実施日時等について実施責任者と協議し、方面本部長及び署長等に通知するものとする。

2 署長等は、前1の通知を受けたときは、訓練に派遣する白バイ乗務員等の氏名等を当該訓練日の3週間前までに、担当の実施責任者に通知するものとする。

3 実施責任者は、交通部長が別に定める訓練実施計画に基づき、具体的な訓練実施計画を策定し、訓練日の前月の末日までに交通部長（警視庁白バイ訓練所訓練係経由。以下同じ。）に報告するとともに、署長等及び方面本部長に通知するものとする。

第5 結果報告

実施責任者は、毎月の訓練実施結果を翌月の5日までに交通部長に報告するとともに、署長及び方面本部長に通知するものとする。